

一般財団法人群馬県老人クラブ連合会定款（抜粋）

第4章 役員及び理事会

第1節 役員等

（種類及び定数）

第29条 この法人に、次の役員を置く。

- （1）理事20名以上29名以内。
- （2）監事2名以内。
- 2 理事のうち、1名を理事長、5名以内を副理事長、1名を常務理事とする。
- 3 理事長及び副理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（選任等）

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって各々選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねる事はできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

（理事の職務・権限）

第31条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長の命を受け、この法人の業務を処理する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- （1）理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- （2）この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- （3）評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。

- (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第33条** 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2** 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期の満了の時までとする。
- 3** 役員は、第29条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

- 第34条** 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

- 第35条** 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、その対価として報酬を支払うことができる。
- 2** 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3** 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

- 第36条** 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引。
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引。

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（責任の免除又は限定）

第 3 7 条 この法人は、役員的一般法人法第 1 9 8 条において準用される第 1 1 1 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 3 章 評議員及び評議員会

第 1 節 評議員

（定数）

第 1 3 条 この法人に、評議員 2 0 名以上 2 8 名以内を置く。

（選任等）

第 1 4 条 評議員の選任及び解任は、一般法人法第 1 7 9 条から第 1 9 5 条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（1）各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族。

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者。

ハ その評議員の使用人。

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの。

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者。

ヘ ロからニに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの。

（2）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事。

ロ 使用人。

ハ 他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者。

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）。

① 国の機関。

② 地方公共団体。

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人。

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人。

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人。

⑥ 特殊法人又は認可法人。

- 3 評議員は、理事長が推薦する者の中から選任することができる。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(権限)

第15条 評議員は評議員会を構成し、第18条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令の定めるその他の権限を行使する。

(任期)

- 第16条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了の時までとする。
 - 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第13条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

- 第17条** 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

理事・評議員選任規則

(趣旨)

第1条 この規則は、定款第14条第3項に規定する評議員の選任に伴う推薦及び第30条に規定する役員の選任について定める。

(評議員の選任)

第2条 定款第14条第3項に規定する評議員の選任に伴う推薦は、次によるものとする。

- (1) 各郡市町村老人クラブ連合会長の推薦する女性代表各1名、ただし、当面は、推薦された4地区区分表の区分ごとの女性代表者による互選により選出された女性理事各1名を除く。
- (2) 中毛、西毛、北毛、東毛の4地区からの男性代表各1名、ただし、当面は、4地区区分表の○印の表示順により該当する郡市町村老人クラブ連合会長により推薦された者。
ただし、該当する郡市町村老人クラブ連合会長より諸般の事情により推薦辞退の申し出があった場合は、役員が協議のうえ4地区区分表の○印の表示順の次の順番に該当する郡市町村老人クラブ連合会長より推薦をすることを妨げない。
- (3) 前橋市、高崎市の各老人クラブ連合会においては前号の他に同会長の推薦する男性代表者各1名。
- (4) 学識経験者。

(役員の選任)

第3条 定款第30条に規定する理事の選任は、評議員会において次の各号により選定することができるものとする。

- (1) 各郡市町村老人クラブ連合会長、又は同会長の推薦する者。
- (2) 評議員として推薦された女性代表の中から互選により選出された中毛、西毛、北毛、東毛の4地区を代表する女性代表者各1名。
- (3) 一般財団法人群馬県老人クラブ連合会事務局長。

(理事長及び副理事長の選定)

第4条 理事長及び副理事長の理事会における選定は、次の方法によることができるものとする。

- (1) 中毛、西毛、北毛、東毛の4地区ごとの理事の互選により、各地区を代表する副理事長1名を選出する。
- (2) 前号の他に女性理事の互選により、女性代表の副理事長1名を選出する。
- (3) 前2号により選出された5名の副理事長の互選により、理事長1名を選出する。
- (4) 前号により理事長に選出された地区は欠員となった副理事長を改めて選出しなければならない。副理事長が欠員となったときも同様とする。

附 則

この規則は、一般財団法人の設立の日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年3月24日一部改正)

(別表)

○ 平成23年3月29日現在における郡市町村老連

4郡12市23町村老連

区 分	所 属 郡 市 町 村 老 連 名
中 毛	○前橋市 ○伊勢崎市 ○玉村町
西 毛	○高崎市 ○藤岡市 ○富岡市 ○安中市 ○甘楽郡（下仁田町・南牧村・甘楽町） ○上野村 ○神流町
北 毛	○沼田市 ○渋川市 ○吾妻郡（中之条町・長野原町・嬭恋村・草津町・高山村・東吾妻町） ○利根郡（片品村・川場村・みなかみ町・昭和村） ○榛東村 ○吉岡町
東 毛	○桐生市 ○太田市 ○館林市 ○みどり市 ○邑楽郡（板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町）

(注) 市町村老連の合併により、単独活動町村老連（玉村町・上野村・神流町・榛東村・吉岡町）においては、役員等の選任事務を執る都合上、暫定的に各1郡として対応する。

女 性 委 員 選 任 規 則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般財団法人群馬県老人クラブ連合会（以下「本会」という。）の女性委員の選任及び職務等に関する事項について定めるものとする。

(女性委員の選任等)

第2条 本会に23名以内の女性委員を置き、各郡市老連会長及び単独活動町村老連会長より推薦された者各1名をもってこれに充てる。ただし、前橋市及び高崎市においては、1名を加えた2名の推薦者をもってこれに充てる。

2 女性委員会には、委員長1名、副委員長3名を置く。

3 委員長及び副委員長は、女性委員の互選により選任するものとする。この場合、本会理事・評議員選任規則別表に規定されている4地区区分表を準用し、4地区代表者を副委員長として選任、その4人の副委員長の互選により委員長1名を選任するものとする。

(女性委員の任期)

第3条 女性委員の任期は2年とするが、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した女性委員の補欠として推薦された女性委員の任期は、退任した女性委員の任期の満了の時までとする。

3 女性委員は、辞任又は任期満了後においても、新たに推薦された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職務)

第4条 この委員会は老人クラブにおける女性リーダーの相互の連携を図り、女性の立場から活動の推進と組織の強化を図ることを目的とする。

(会議)

第5条 会議は、年間企画による定例会及び必要に応じて開催する臨時会の2種類とする。

(会議の招集)

第6条 会議は、理事長がこれを招集するものとする。

(会議の議長)

第7条 会議の議長は、委員長がこれにあたるものとする。

附 則

この規則は、一般財団法人の設立の日から施行する。

広 報 委 員 選 任 規 則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般財団法人群馬県老人クラブ連合会（以下「本会」という。）の広報委員の選任及び職務等に関する事項について定めるものとする。

(広報委員の選任等)

第2条 本会に21名以内の広報委員を置き、各郡市老連会長及び単独活動町村老連会長より推薦された者各1名をもってこれに充てる。

2 広報委員会には、委員長1名、副委員長2名を置く。

3 委員長及び副委員長は、広報委員の互選により選任するものとする。この場合、市から推薦された者から2名、郡及び単独町村から推薦された者から1名の副委員長を選任し、3人の副委員長の互選により委員長1名を選任するものとする。

(広報委員の任期)

第3条 広報委員の任期は2年とするが、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した広報委員の補欠として推薦された広報委員の任期は、退任した広報委員の任期の満了の時までとする。

3 広報委員は、辞任又は任期満了後においても、新たに推薦された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職務)

第4条 広報委員は広報委員会を組織して、本会の広報活動に対して資料の提供及び機関紙の内容検討に関して協力するものとする。

(会議)

第5条 会議は、機関紙発行に伴う定例会及び必要に応じ開催する臨時会の2種類とする。

(会議の招集)

第6条 会議は、理事長がこれを招集するものとする。

(会議の議長)

第7条 広報委員会の議長は、委員長がこれにあたるものとする。

附 則

この規則は、一般財団法人の設立の日から施行する。